

第6回農林水産業・地域の活力創造本部 議事要旨

日時：平成25年10月4日（金） 9時5分～25分

場所：官邸4階大会議室

出席者：安倍内閣総理大臣（本部長）、菅内閣官房長官（副本部長）、林農林水産大臣（副本部長）、新藤総務大臣、麻生財務大臣、下村文部科学大臣、太田国土交通大臣、根本復興大臣、森内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、西村内閣府副大臣、牧原環境大臣政務官

加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、長谷川内閣総理大臣補佐官兼内閣広報官、古谷内閣官房副長官補、水田内閣審議官
高市自由民主党政務調査会長、上田公明党政務調査会長代理

○ 冒頭、菅内閣官房長官から以下のとおり発言があった。

今回は、農地中間管理機構について、御議論を頂きたい。農地中間管理機構は、農地集積による農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するための要であり、日本再興戦略にも位置付けられているものである。

まず初めに、稲田大臣から農地中間管理機構に係る規制改革会議の意見について御説明を頂き、次に、西村副大臣から産業競争力会議の議論について御説明を頂く。続いて、林大臣から両会議の意見・提言を踏まえた農地中間管理機構の制度の骨格の案について御説明を頂き、関係閣僚の皆様から質疑、意見等を頂きたい。

○ これを受けて、稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）から以下のとおり説明があった。

資料1を御覧いただきたい。農業改革に残された時間は少ない。先月19日にまとめられた規制改革会議の農地中間管理機構に関する意見を配布させていただく。この意見を踏まえ、農地中間管理機構の創設について、3つの課題を指摘したい。

第1に、農地の集団化に成果を上げるには、それに相応しい実施体制が不可欠であり、現行関係法人の看板の掛替えであってはならない。このため、機構の指定基準や役員の認可基準、現場である市町村の人員強化や機構における農地滞留の歯止め策の検討等、的確な措置が取られるべきと考えている。

第2に、農業への参入促進を図るには、これまで以上に公平・透明な農地の貸付けルールの確立が不可欠。このため、①機構からの農地の貸付けにおいては、全ての関係者に応募を求めるとともに、②不服申立てや苦情処理の仕組みを設けるべきである。③また、人・農地プランの法制化は当面見送る

べきと考えている。

第3に、農地の権利移転や集約化等に関しては、関連する諸制度が複層化している。既存の制度の整理・合理化を図るべきと考えている。

以上が規制改革会議の主な指摘事項であり、農水大臣においては、法制化を含め実現に向けた対応方針を明言いただき、早急な取組を強く求めたい。

なお、今後規制改革会議としては、農業委員会を含む農地法制の抜本的見直しや農業協同組合のコンプライアンス改革等、農業の構造改革に早急に着手すべきだと考えており、積極的に取り組んでまいり所存。

○ 続いて、西村内閣府副大臣から以下のとおり説明があった。

6月にとりまとめた日本再興戦略の中に、今後10年間で全農地面積の8割（現在約5割）を担い手によって利用されるという農地の集積を図って生産性を向上させ、農業・農村全体の所得を倍増させるという目標を掲げた。この目標達成に農地中間管理機構は重要な手段だと考えている。

この制度設計及び運用の在り方については、産業競争力会議で精力的に議論し、資料2にあるとおりであるが、ポイントは3点ある。

1点目は、機構が受け手、借りたいという企業などのニーズに合った農地をしっかりと借り入れること、2点目は、機構にしっかりとガバナンス体制を構築すること、すなわち、機構が塩漬けの農地を大量に保有しないようにすること、3点目は、大規模化された農地が公募によって公平・公正に貸付けられ有効利用されること。

農林水産省においては、林大臣の下、こうした議論も踏まえ、法案化の作業を進められているものと承知している。

産業競争力会議では、その後の運用面の取扱いも含め、この機構が農業の競争力強化に役立つものとなるよう、しっかりとフォローしてまいりたい。

○ 続いて、林農林水産大臣から以下のとおり説明があった。

資料を2種類お配りしているが、資料3-2を御覧いただきたい。

1頁にあるように、日本再興戦略に「農地中間管理機構」いわゆる農地集積バンクの構想を盛り込んでいただいた。

現在、担い手が利用する農地は全農地の5割に達しているが、これを今後10年間で8割まで引き上げようということで、担い手への農地の集積・集約化を進めてコストを削減するというのが、この農地中間管理機構の構想。

したがって、県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備し、農地の出し手から借り受けた上で、法人や企業も含めた担い手に対し、規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して貸し付ける。いわば今までは売り買いの間を取り持つだけの不動産屋さんのものしかできず、ほとんど実例がなか

ったが、今度は貸してもらったものを少し大きくまとめて出していくというディベロッパ的なイメージでしっかりとやっていきたい。

このことについて、稲田大臣、西村副大臣からそれぞれの会議での御議論を紹介いただいたが、事務方でもかなり議論させていただき、その提言を反映させた制度の骨格案を作成し、両会議の方々とも調整して、御理解をいただいたところ。

御提言の反映状況を簡単に御説明すると、3頁以降が両会議の御指摘と反映状況である。

機構の目的をまず明確にすることによって、「農業への参入の促進」を法律の目的として明記することと、「農地利用の効率化・高度化」とそれによる「生産性の向上」を規定することとした。

3頁の3について、これは当初から経済財政担当大臣からも御指摘いただいたところであるが、やはり滞留をしないようにしなければいけない。農地が滞留することを防止するルールを設ける、地域における農地の受け手のニーズを踏まえて、借受けを行うことを明確にしていこうとしている。4頁について、農地の公平・公正な貸付けを行うため、これは稲田大臣から明言してほしいということなので明言させていただくが、①借受希望者は必ず公募を経ることとするとともに、②貸付先の決定ルールも県知事の認可を受けた上で公表してガラス張りにすることを徹底したいと考えている。5頁の6について、いわゆるガバナンスのところだが、①役員は県知事の認可制とし、②実績が不十分なときは、県知事は役員を解任できることとした。5頁の7について、政策目的達成に向けた国の責任を明確にし、国は各県の機構の実績を評価し、地域によってはかなり進んでいるところ、逆に今からのところが出てくるので、先進的事例を公表して横展開を図ることとした。

両会議から大変有意義な御指摘をいただいたので、これを入れて骨格をつくらせていただいた。昨日、自民党の部会を了したので、この骨格を踏まえて、法案の作成作業を急ぎ、臨時国会に提出したいと考えているので、よろしく願います。

○ これを受けて、稲田内閣府特命担当大臣(規制改革)から以下のとおり発言があった。

御意見を反映していただいたと考えている。規制改革会議の中で非常に異論の多かった人・農地プランの法制化は見送られたということによいのか。

○ 林農林水産大臣から以下のとおり発言があった。

そのとおり。制度の安定化のために法律に明記するという考え方もあったが、皆さんが同等な仕組みで入ってくる、人・農地プランに位置付けられた

人と位置付けられていない人とで懸念が生じないようにということもあり、今回は法制化しないこととした。

○ 高市自由民主党政務調査会長から以下のとおり発言があった。

自民党内では、所得倍増の非常に重要な柱ということで、かなり活発に部会で議論を続けており、昨日も長時間議論していた。

主な意見を紹介すると、①農地集積化及び耕作放棄地解消のために効果的だという評価がある、②委託は民間企業を対象にしてよいのか、③貸し付け公募の選定ルールをしっかりとつくるべき（今回しっかりと担保されているかと思う）、④農業委員会の位置づけをしっかりと明確化してほしい、⑤農地の保全、多面的機能の維持等の農業全体の方向性を示してほしい等の御指摘があった。

今後、政府におかれては、地域を支える農業者、現場で活かせる制度をしっかりとつくるよう期待している。

○ 根本復興大臣から以下のとおり発言があった。

今回のスキームは、意欲のある担い手の面的集積が進むと期待している。復興に当たっても農地復旧や大区画化と併せて面的な集積を是非これで進めてまいりたい。

この集積化を円滑に進めるためには、今も行われているが、貸し手の対策も必要と考える。

また、貸付けのルールについては、いろんなパターンがあると思う。すでに専業農家を中心に生産組織でやっている地域と、担い手が少ない地域と、いろんな状況がある。農地は多面的機能を持っているので公共財だと思っている。担い手がその地域の担い手として農業を営んでいる、あるいは消防団活動等で地域に貢献をしているので、地域の担い手も公共財だと考えている。貸付けルールについては、生産組織で地域貢献されている地域には、その点の配慮が必要ではないかと個人的には思う。

○ 麻生財務大臣から以下のとおり発言があった。

産業競争力会議と規制改革会議から重い提言があった。農地の滞留阻止や農業への新規参入とかが騒ぎになった。適切な地方負担や受益者負担とか、既存の施策との整合性とか、農林水産大臣との調整は大変だったと思う。長く続いた話でもあり、よく詰めてここまで来たと思う。

財務省としては、これらの提言を全て反映していただくことを前提として、今後予算編成をしていく。きちんとやっていかない限り、予算などつけられない。それくらいのつもりでないとなかなか進まない。

○ 続いて、菅内閣官房長官から以下のとおり発言があった。

農地中間管理機構については、産業競争力会議、規制改革会議、当本部でも議論を積み重ねてきたが、本日各大臣から説明のあった制度の骨格は、そうした議論をしっかりと踏まえたものとなっていると、本部員の皆様の御理解を頂いたものと認識したところ。農地中間管理機構の制度の骨格について、当本部として決定してよいか。

【異議なしの声】

この骨格を基に臨時国会に関連法案を提出することとなるが、その運用については、引き続き農林水産省と産業競争力会議、規制改革会議との間で必要な調整をお願いする。

それでは、農地中間管理機構のただいまの議論を総括して総理から御発言を頂きたい。

○ 最後に、安倍内閣総理大臣から以下のとおり発言があった。

安倍内閣として「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を目指していく上で、農地の集積は、最も重要な政策の一つである。農地の集積なくして、生産性向上はない。

このために大きな役割を果たす制度として、農地集積バンクを創設するため、産業競争力会議、規制改革会議も含め、政府内で議論を尽くしてきた。本日、林大臣を中心にとりまとめていただき、農地中間管理機構の骨格を創りあげることができた。

この制度を通じて、意欲のある、多様な担い手に農地を集積し、最大限活用することによって生産コストを引き下げ、農業所得の向上につながるようにしていただきたい。

次の臨時国会は、「成長戦略実行国会」である。本日とりまとめていただいた農地集積のための制度についても、関連法案を提出する。関係閣僚におかれては、成長戦略をしっかりと実行に移していくため、法案の成立を目指して全力を尽くしていただくようお願いしたい。

以上

文責：内閣官房副長官補付